

千葉県東京湾沿岸広域異臭発生時の対応要領

平成14年4月1日制定

平成15年4月1日改正

平成21年4月1日改正

平成27年4月1日改正

令和6年4月1日改正

第1 目的

本要領は、広域異臭又は広域異臭と疑わしき事象（以下「広域異臭等」という。）の発生に対し、千葉県の定める「東京湾沿岸広域異臭発生時の対応要領」（以下「県要領」という。）に定めるもののほか、情報収集、情報提供、試料採取及び関係機関との連絡調整等について、必要事項を定める。

第2 定義

（1）広域異臭

県要領2（1）に定める広域異臭をいう。

（2）健康異常

県要領2（3）に定める健康異常をいう。

（3）関係機関

市消防局、ガス会社、市教育委員会など別に定めるものとする。

第3 広域異臭等発生時の対応

県要領に定めるもののほか、次のとおり実施するものとする。

（1）消防、ガス会社等関係機関との連携（県要領3（2）ウ関係）

市環境規制課は、市消防局及びガス会社（以下「消防局等」という。）並びに試料採取を実施する施設（以下「試料採取施設」という。）から情報を収集し、広域異臭等の発生を確認したときは、直ちに県及び消防局等へ通報する。

（2）臭気採取、成分分析（県要領3（2）カ関係）

ア 市環境規制課は、広域異臭等の発生に備え、試料採取施設に事前に異臭採取機器等を配備し、試料採取を依頼する。

イ 市環境規制課は、広域異臭等の発生を確認したときは、発生場所及び風向等の気象状況を勘案し、試料採取施設へ直ちに連絡し、必要に応じ試料採取の指示を行う。

また、試料採取施設は、異臭を十分に感知したときは、その旨を市環境規制課に連絡し、その指示により試料採取を行う。

ウ 試料採取施設は、試料採取を行ったときは、その採取時の状況を別紙1に記録する。

エ 採取された試料は、市環境規制課が回収し、成分分析する。

オ 分析結果については、速やかに市環境規制課から県に報告する。

第4 連絡体制

広域異臭等の発生時における連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 平日

別紙2「広域異臭発生時の連絡体制（平日）」により行う。

(2) 休日・夜間

医師の治療を要する健康異常が起きた場合のみとし、別紙2「広域異臭発生時の連絡体制（休日・夜間）」により行う。

第5 要領の運用

この要領の運用に関する本市の事務は、環境局環境保全部環境規制課が行う。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

試料採取野帳

1 試料採取状況（※試料採取を実施した施設で太線内の記載をお願いします。）

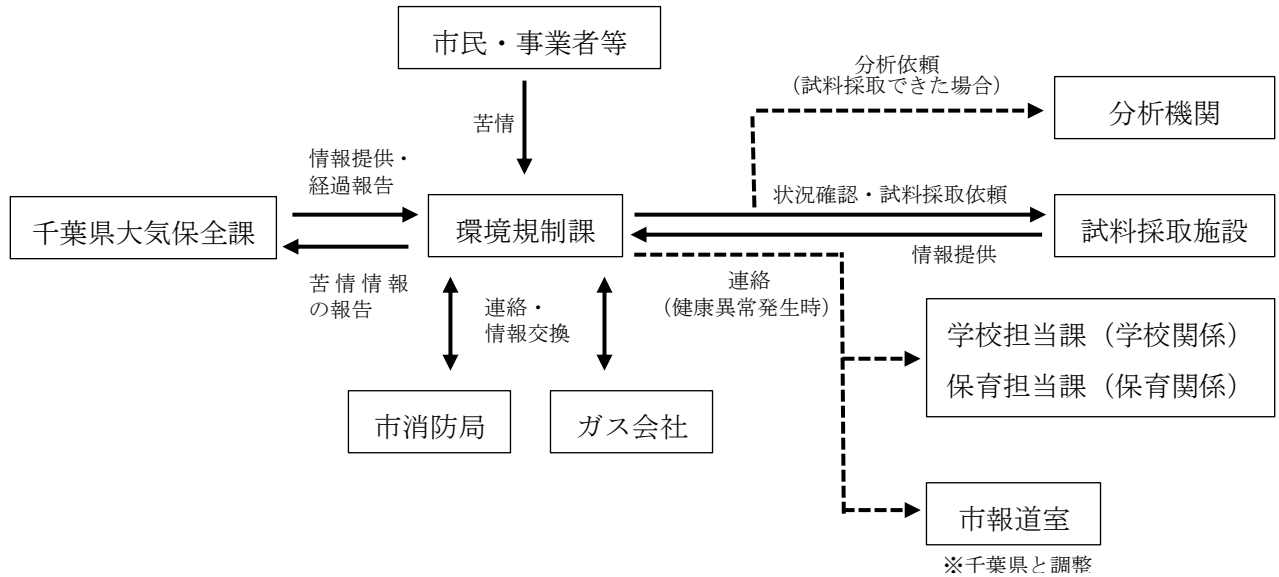
試料採取施設	名 称：		
	所在地：千葉市 区		
試料採取者氏名		TEL	—
試料採取日時	年 月 日 ()	午前・午後	時 分
採取場所の詳細			
臭 質	ガス臭 ・ (臭)		
臭 気 の 強 弱	① やっと感知できるにおい ② 何のにおいであるかがわかる弱いにおい ③ らくに感知できるにおい ④ 強いにおい ⑤ 強烈なにおい		
採取時の風向			

2 苦情及び気象状況等（環境規制課で記載）

苦情件数等	(1) 環境規制課受付：		件	(時 分現在)		
	(2) ガス会社受付：		件			
	(3) 消防局受付：		件			
	(4) その他、受付：		件	合計：	件	
気象状況等	項 目	時	時	時	時	備 考
	風 向					
	風 速					
	天 候					
	測定局					
その他、特記事項 (健康異常の発生等)						

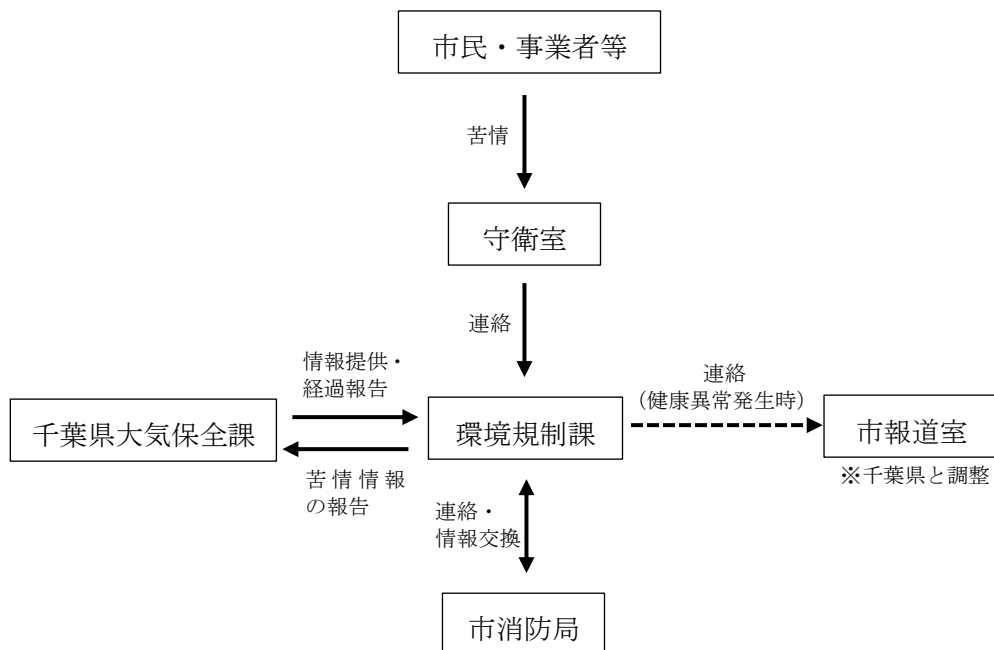
別紙 2

○広域異臭等発生時の連絡体制（平日）



○広域異臭等発生時の連絡体制（休日・夜間）

※医師の治療を要する健康異常が起きた場合のみ



（他の機関への連絡については、必要に応じて平日の連絡体制に準じて行う）